

鳥栖地区広域市町村圏組合 介護予防・日常生活支援総合事業自立支援訪問型サービス
(緩和した基準によるサービス)の人員、設備及び運営に関する基準を定める要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、鳥栖地区広域市町村圏組合介護予防・日常生活支援総合事業実施要綱(以下、「実施要綱」という。)に規定する第1号訪問事業のうち、自立支援訪問型サービスの人員、設備及び運営に関する基準について定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるもののほか、介護保険法(平成9年法律第123号。以下「法」という。)、介護保険法施行規則(平成11年厚生省令第36号。以下「施行規則」という。)及び実施要綱において使用する用語の例による。

- (1) 自立支援訪問型サービス 法第115条の45第1項第1号イに規定する第1号訪問事業のうち、緩和した基準によるものとして実施要綱により定めるサービスをいう。
- (2) 指定事業者 実施要綱第11条の規定により本組合の管理者が自立支援訪問型サービス事業を行う者として指定した者をいう。
- (3) 指定自立支援訪問型サービス 指定事業者の当該指定に係る自立支援訪問型サービス事業を行う事業所において行われる自立支援訪問型サービスをいう。
- (4) 法定代理受領サービス 法第115条の45の3第3項の規定により第1号事業支給費が利用者に代わり当該指定第1号事業者を支払われる場合の当該第1号事業支給費に係る第1号事業をいう。
- (5) 常勤換算方法 当該事業所の従業者の勤務延時間数を当該事業所において常勤の従業者が勤務すべき時間数で除することにより、当該事業所の従業者の員数を常勤の従業者の員数に換算する方法をいう。
- (6) 介護予防支援・サービス計画 法第115条の45第1項第1号ニに規定する第1号介護予防支援事業(介護予防ケアマネジメント)において作成する計画をいう。

(事業の一般原則)

第3条 指定事業者は、法人格を有するものとする。

- 2 指定事業者は、利用者の意思及び人格を尊重して、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めなければならない。
- 3 指定事業者は、指定自立支援訪問型サービスを運営するに当たっては、地域との結びつきを重視し、本組合、市町、他の事業者その他の保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との連携に努めなければならない。
- 4 指定事業者は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その従事者に対し、研修を実施する等の措置を講じなければならない。
- 5 指定事業者は、指定自立支援訪問型サービスを提供するに当たっては、法第118条の2第1項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めなければならない。

(基本方針)

第4条 指定自立支援訪問型サービスの事業は、その利用者が可能な限りその居宅において、状態等を踏まえながら、住民主体による支援等の多様なサービスの利用を促進し、生活援助等の支援を行うことにより、利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものでなければならない。

(従事者の員数)

第5条 指定事業者が指定自立支援訪問型サービス事業を行う事業所(以下「指定事業所」という。)ごとに置くべき従事者(指定自立支援訪問型サービスの提供に当たる介護福祉士又は介護保険法第8条第2項に規定する政令で定める者のうち、介護保険法施行令第3条第1項第1号に規定する者又は訪問介護に関する3級課程の資格を有するもの又は本組合の管理者が指定する研修受講者をいう。以下同じ。)の員数は、指定自立支援訪問型サービス事業を適切に行うために必要と認められる数とする。

2 指定事業者は、指定事業所ごとに、従事者のうち、指定自立支援訪問型サービスの利用者数に応じて必要と認められる数の者を訪問事業責任者としなければならない。

3 前項の利用者の数は、前3月の平均値とする。ただし、新規に指定を受ける場合は、推定数による。

4 第2項の訪問事業責任者は介護福祉士又は介護保険法第8条第2項に規定する政令で定める者のうち、介護保険法施行令第3条第1項第1号に規定する者又は訪問介護に関する3級課程の資格を有する者又は本組合の管理者が指定する研修受講者であつて、専ら指定自立支援訪問型サービスに従事するものをもって充てなければならない。ただし、利用者に対する指定自立支援訪問型サービスの提供に支障がない場合は、同一敷地内にある指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所(指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準(平成18年厚生労働省令第34号。以下「指定地域密着型サービス基準」という。)第3条の4第1項に規定する指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所をいう。以下同じ。)又は指定夜間対応型訪問介護事業所(指定地域密着型サービス基準第6条第1項に規定する指定夜間対応型訪問介護事業所をいう。以下同じ。)に従事することができる。

5 指定事業者が指定訪問介護事業者又は指定介護予防訪問型サービスの指定を併せて受け、かつ、指定自立支援訪問型サービスの事業と指定訪問介護、指定介護予防訪問介護又は指定介護予防訪問型サービスの事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、鳥栖地区広域市町村圏組合介護予防・日常生活支援総合事業介護予防訪問型サービス(介護予防訪問介護相当サービス)の人員、設備及び運営に関する基準を定める要綱第5条第2項において、「利用者の数」を「指定自立支援訪問型サービスの利用者数を含めた利用者の数」と読み替えてサービス提供責任者の員数の基準を満たすことをもって、第2項及び第4項の訪問事業責任者の員数の基準を満たしているものとみなすことができる。

(管理者)

第6条 指定事業者は、指定事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、指定事業所の管理上支障がない場合は、当該指定事業所の他の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。

(設備、備品等)

第7条 指定事業所には、事業の運営を行うために必要な広さを有する専用の区画を設けるほか、指定自立支援訪問型サービスの提供に必要な設備及び備品等を備えなければならない。

2 指定事業者が指定訪問介護事業者、指定介護予防訪問介護事業者又は指定介護予防訪問型サービス事業者の指定を併せて受け、かつ、指定自立支援訪問型サービスの事業と指定訪問介護、指定介護予防訪問介護又は指定介護予防訪問型サービスの事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、指定居宅サービス等基準第7条第1項に規定する設備に関する基準を満たすことをもって、前項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

(内容及び手続の説明及び同意)

第8条 指定事業者は、指定自立支援訪問型サービスの提供の開始に際し、あらかじめ、利用申込者又はその家族に対し、第23条に規定する重要事項に関する規程の概要、従事者の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該提供の開始について利用申込者の同意を得なければならない。

(サービス提供困難時の対応)

第9条 指定事業者は、当該指定事業所の通常の事業の実施地域(当該事業所が通常時に当該サービスを提供する地域をいう。以下同じ。)等を勘案し、利用申込者に対し自ら適切な指定自立支援訪問型サービスを提供することが困難であると認めた場合は、当該利用申込者に係る介護予防支援事業者又は介護予防ケアマネジメントを担当する地域包括支援センター(以下、「介護予防支援事業者等」という。)への連絡、適当な他の指定自立支援訪問型サービス事業者等の紹介その他の必要な措置を速やかに講じなければならない。

(受給資格等の確認)

第10条 指定事業者は、指定自立支援訪問型サービスの提供を求められた場合は、その者の提示する被保険者証(法第12条第3項の被保険者証をいう。以下同じ。)によって、被保険者資格、要支援の認定及び要支援認定の有効期間又は事業対象者該当の有無を確かめるものとする。

2 指定事業者は、前項の被保険者証に、法第115条の3第2項に規定する認定審査会意見が記載されているときは、当該認定審査会意見に配慮して、指定自立支援訪問型サービスを提供するように努めなければならない。

(心身の状況等の把握)

第11条 指定事業者は、指定自立支援訪問型サービスの提供に当たっては、利用者に係る介護予防支援事業者等が開催するサービス担当者会議(指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準(平成18年厚生労働省令第37号。以下「指定介護予防支援等基準」という。))第30条第9号に規定するサービス担当者会議をいう。以下同じ。)等を通じて、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めなければならない。

(介護予防支援事業者等との連携)

第12条 指定事業者は、指定自立支援訪問型サービスを提供するに当たっては、介護予防支援事業者等その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。

2 指定事業者は、指定自立支援訪問型サービスの提供の終了に際しては、利用者又はその家族に対して適切な指導を行うとともに、当該利用者に係る介護予防支援事業者等に対する情報の提供及び保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。

(介護予防サービス計画等に沿ったサービスの提供)

第13条 指定事業者は、介護予防サービス計画(施行規則第83条の9第1号ハ及びニに規定する計画を含む。)又は介護予防サービス・支援計画(以下「介護予防サービス計画等」という。)が作成されている場合は、当該計画に沿った指定自立支援訪問型サービスを提供しなければならない。

(介護予防サービス計画等の変更の援助)

第14条 指定事業者は、利用者が介護予防サービス計画等の変更を希望する場合は、当該利用者に係る介護予防支援事業者等への連絡その他の必要な援助を行わなければならない。

(身分を証する書類の携行)

第15条 指定事業者は、従事者に身分を証する書類を携行させ、初回訪問時及び利用者又はその家族から求められたときは、これを提示すべき旨を指導しなければならない。

(サービスの提供の記録)

第16条 指定事業者は、指定自立支援訪問型サービスを提供した際には、当該指定自立支援訪問型サービスの提供日及び内容、当該指定自立支援訪問型サービスについて法第115条の45第3項の規定により利用者に代わって支払を受ける第1号事業支給費の額その他必要な事項を、利用者の介護予防サービス計画等を記載した書面又はこれに準ずる書面に記載しなければならない。

2 指定事業者は、指定自立支援訪問型サービスを提供した際には、提供した具体的なサービスの内容等を記録するとともに、利用者からの申出があった場合には、文書の交付その他適切な方法により、その情報を利用者に対して提供しなければならない。

(利用料等の受領)

第17条 指定事業者は、法定代理受領サービスに該当する指定自立支援訪問型サービスを提供した際には、その利用者から実施要綱第7条第1項に規定する利用料の支払いを受けるものとする。

2 指定事業者は、法定代理受領サービスに該当しない指定自立支援訪問型サービスを提供した際にその利用者から支払を受ける利用料の額と、指定自立支援訪問型サービスに係る第1号事業支給費との間に、不合理な差額が生じないようにしなければならない。

3 指定事業者は、前2項の支払を受ける額のほか、利用者の選定により通常の事業の実施地域以外の地域の居宅において指定自立支援訪問型サービスを行う場合は、それに要した交通費の額の支払を利用者から受けることができる。

4 指定事業者は、第2項及び第3項の費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得なければならない。

(第1号事業支給費の請求のための証明書の交付)

第18条 指定事業者は、法定代理受領サービスに該当しない指定自立支援訪問型サービスに係る利用料の支払を受けた場合は、提供した指定自立支援訪問型サービスの内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を利用者に対して交付しなければならない。

(同居家族に対するサービス提供の禁止)

第19条 指定事業者は、従事者に、その同居の家族である利用者に対する自立支援訪問型サービスの提供をさせてはならない。

(利用者に関する本組合への通知)

第20条 指定事業者は、指定自立支援訪問型サービスを受けている利用者が次の各号のいずれかに該当する場合は、遅滞なく、意見を付してその旨を本組合に通知しなければならない。

(1) 正当な理由なしに指定自立支援訪問型サービスの利用に関する指示に従わないことにより、要支援相当の状態の程度を増進させたと認められるとき又は要介護状態になったと認められるとき。

(2) 偽りその他不正な行為によって第1号事業支給費の支給を受け、又は受けようとしたとき。

(緊急時等の対応)

第21条 従事者は、現に指定自立支援訪問型サービスの提供を行っているときに利用者

に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治の医師への連絡を行う等の必要な措置を講じなければならない。

(管理者及び訪問事業責任者の責務)

第22条 指定事業所の管理者は、当該指定事業所の従業者及び業務の管理を、一元的に行わなければならない。

- 2 指定事業所の管理者は、当該指定事業所の従業者に第8条から第35条の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行うものとする。
- 3 訪問事業責任者(第5条第2項に規定する訪問事業責任者をいう。以下同じ。)は、次の各号に掲げる業務を行うものとする。
 - (1) 指定自立支援訪問型サービスの利用の申込みに係る調整をすること。
 - (2) 利用者の状態の変化やサービスに関する意向を定期的に把握すること。
 - (3) 介護予防支援事業者等に対し、指定自立支援訪問型サービスの提供に当たり把握した利用者の服薬状況、口腔機能その他の利用者の心身の状態及び生活の状況に係る必要な情報の提供を行うこと。
 - (4) サービス担当者会議への出席等介護予防支援事業者等との連携に関すること。
 - (5) 従事者(訪問事業責任者を除く。以下この条において同じ。)に対し、具体的な援助目標及び援助内容を指示するとともに、利用者の状況についての情報を伝達すること。
 - (6) 従事者の業務の実施状況を把握すること。
 - (7) 従事者の能力や希望を踏まえた業務管理を実施すること。
 - (8) 従事者に対する研修、技術指導等を実施すること。
 - (9) その他サービス内容の管理について必要な業務を実施すること。

(運営規程)

第23条 指定事業者は、指定事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかななければならない。

- (1) 事業の目的及び運営の方針
 - (2) 従業者の職種、員数及び職務の内容
 - (3) 営業日及び営業時間
 - (4) 指定自立支援訪問型サービスの内容及び利用料その他の費用の額
 - (5) 通常の事業の実施地域
 - (6) 緊急時等における対応方法
 - (7) 虐待の防止のための措置に関する事項
 - (8) その他運営に関する重要事項
- 2 指定事業者は、指定事業所の見やすい場所に、前項に規定する重要事項に関する規程の概要、従事者の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示しなければならない。
 - 3 指定事業者は、前項に規定する事項を記載した書面を当該指定事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、同項の規定による提示に代えることができる。

(勤務体制の確保等)

第24条 指定事業者は、利用者に対し適切な指定自立支援訪問型サービスを提供できるよう、指定事業所ごとに、従事者の勤務の体制を定めておかなければならない。

- 2 指定事業者は、指定事業所ごとに、当該指定事業所の従事者によって指定自立支援訪問型サービスを提供しなければならない。
- 3 指定事業者は、従事者の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。
- 4 指定事業者は、適切な指定自立支援訪問型サービスの提供を確保する観点から、職場に置いて行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより担当職員の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

(業務継続計画の策定等)

第25条 指定事業者は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定自立支援訪問型サービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。

- 2 指定事業者は、担当職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施しなければならない。
- 3 指定事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

(衛生管理等)

第26条 指定事業者は、従事者の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行わなければならない。

- 2 指定事業者は、指定事業所の設備及び備品等について、衛生的な管理に努めなければならない。
- 3 指定事業者は、指定事業所において感染症が発生し、またはまん延しないように、次の各号に掲げる措置を講じなければならない。
 - (1) 指定事業所における感染症の予防及びまん延防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置その他の情報通信機器（以下「テレビ電話装置等」という。）を活用して行うことができるものとする。）をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、担当職員に周知徹底を図ること。
 - (2) 指定事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。
 - (3) 指定事業所において、担当職員に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施すること。

(秘密保持等)

第27条 指定事業所の従業者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はそ

の家族の秘密を漏らしてはならない。

- 2 指定事業者は、当該指定事業所の従業者であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないように、必要な措置を講じなければならない。
- 3 指定事業者は、サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いる場合は利用者の同意を、利用者の家族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意を、あらかじめ文書により得ておかなければならない。

(広告)

第28条 指定事業者は、指定事業所について広告をする場合においては、その内容が虚偽又は誇大なものであってはならない。

(不当な働きかけの禁止)

第29条 指定事業者は、介護予防サービス計画等の作成又は変更に関し、指定介護予防支援事業所の介護支援専門員若しくは地域包括支援センターの職員又は居宅要支援被保険者若しくは事業対象者に対して、利用者に必要のないサービスを位置づけるよう求めることその他の不当な働きかけを行ってはならない。

(介護予防支援事業者等に対する利益供与の禁止)

第30条 指定事業者は、介護予防支援事業者等又はその従業者に対し、利用者に対して特定の事業者によるサービスを利用させることの対償として、金品その他の財産上の利益を供与してはならない。

(苦情処理)

第31条 指定事業者は、提供した指定自立支援訪問型サービスに係る利用者及びその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じなければならない。

- 2 指定事業者は、前項の苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容等を記録しなければならない。
- 3 指定事業者は、提供した指定自立支援訪問型サービスに関し、法第23条の規定により本組合が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該組合の職員からの質問若しくは照会に応じ、及び利用者からの苦情に関して本組合が行う調査に協力するとともに、本組合から指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。
- 4 指定事業者は、本組合から求めがあった場合には、前項の改善の内容を本組合に報告しなければならない。
- 5 指定事業者は、提供した指定自立支援訪問型サービスに係る利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会(国民健康保険法(昭和33年法律第192号)第45条第5項に規定する国民健康保険団体連合会をいう。以下同じ。)が行う法第176条第1項第3号の調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から同号の指導又は助言を受けた場

合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。

- 6 指定事業者は、国民健康保険団体連合会からの求めがあった場合には、前項の改善の内容を国民健康保険団体連合会に報告しなければならない。

(地域との連携等)

第32条 指定事業者は、その事業の運営に当たっては、提供した指定自立支援訪問型サービスに関する利用者からの苦情に関して本組合又は市町が派遣する者が相談及び援助を行う事業その他の本組合並びに市町が実施する事業に協力するよう努めなければならない。

- 2 指定事業者は、指定事業所の所在する建物と同一の建物に居住する利用者に対して指定自立支援訪問型サービスを提供する場合には、当該建物に居住する利用者以外のものに対しても指定自立支援訪問型サービスの提供を行うよう努めなければならない。

(事故発生時の対応)

第33条 指定事業者は、利用者に対する指定自立支援訪問型サービスの提供により事故が発生した場合は、本組合、当該利用者の家族、当該利用者に係る介護予防支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。

- 2 指定事業者は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録しなければならない。
- 3 指定事業者は、利用者に対する指定自立支援訪問型サービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならない。

(虐待の防止)

第34条 指定事業者は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号掲げる措置を講じなければならない。

- 1 指定事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的で開催するとともに、その結果について、担当職員に周知徹底を図ること。
- 2 指定事業所における虐待防止のための指針を整備すること。
- 3 指定事業所において、担当職員に対し、虐待の防止のための研修を定期的を実施すること。
- 4 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

(記録の整備)

第35条 指定事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しておかななければならない。

- 2 指定事業者は、利用者に対する指定自立支援訪問型サービスの提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。
 - (1) 自立支援訪問型サービス計画
 - (2) 第16条第2項に規定する提供した具体的なサービスの内容等の記録

- (3) 第 20 条に規定する本組合への通知に係る記録
- (4) 第 31 条第 2 項に規定する苦情の内容等の記録
- (5) 第 33 条第 2 項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録
(指定自立支援訪問型サービスの基本取扱方針)

第 36 条 指定自立支援訪問型サービスは、利用者の介護予防に資するよう、その目標を設定し、計画的に行われなければならない。

- 2 指定事業者は、自らその提供する指定自立支援訪問型サービスの質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。
- 3 指定事業者は、指定自立支援訪問型サービスの提供に当たり、利用者ができる限り要介護状態とならないで自立した日常生活を営むことができるよう支援することを目的とするものであることを常に意識してサービスの提供に当たらなければならない。
- 4 指定事業者は、利用者がその有する能力を最大限活用することができるような方法によるサービスの提供に努めなければならない。
- 5 指定事業者は、指定自立支援訪問型サービスの提供に当たり、利用者とのコミュニケーションを十分に図ることその他の様々な方法により、利用者が主体的に事業に参加するよう適切な働きかけに努めなければならない。

(指定自立支援訪問型サービスの具体的取扱方針)

第 37 条 従事者の行う指定自立支援訪問型サービスの方針は、第 4 条に規定する基本方針及び前条に規定する基本取扱方針に基づき、次に掲げるところによるものとする。

- (1) 指定自立支援訪問型サービスの提供に当たっては、主治の医師又は歯科医師からの情報伝達やサービス担当者会議を通じる等の適切な方法により、利用者の心身の状況、その置かれている環境等利用者の日常生活全般の状況の的確な把握を行うものとする。
- (2) 訪問事業責任者は、前号に規定する利用者の日常生活全般の状況及び希望を踏まえて、指定自立支援訪問型サービスの目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容、サービスの提供を行う期間等を記載した自立支援訪問型サービス計画を作成するものとする。
- (3) 自立支援訪問型サービス計画は、既に介護予防サービス計画等が作成されている場合は、当該計画の内容に沿って作成しなければならない。
- (4) 訪問事業責任者は、自立支援訪問型サービス計画の作成に当たっては、その内容について利用者又はその家族に対して説明し、利用者の同意を得なければならない。
- (5) 訪問事業責任者は、自立支援訪問型サービス計画を作成した際には、当該自立支援訪問型サービス計画を利用者に交付しなければならない。
- (6) 指定自立支援訪問型サービスの提供に当たっては、自立支援訪問型サービス計画に基づき、利用者が日常生活を営むのに必要な支援を行うものとする。
- (7) 指定自立支援訪問型サービスの提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行うものとする。
- (8) 従事者は、自立支援訪問型サービス計画に基づくサービスの提供の開始時から、少なくとも 1 月に 1 回は、当該自立支援訪問型サービス計画に係る利用者の状態、当該利用

者に対するサービスの提供状況等について、当該サービスの提供に係る介護予防サービス計画等を作成した指定介護予防支援事業者に報告するとともに、当該自立支援訪問型サービス計画に記載したサービスの提供を行う期間が終了するまでに、少なくとも 1 回は、当該自立支援訪問型サービス計画の実施状況の把握(以下この条において「モニタリング」という。)を行うものとする。

- (10) 訪問事業責任者は、モニタリングの結果を記録し、当該記録を当該サービスの提供に係る介護予防サービス計画等を作成した介護予防支援事業者等に報告しなければならない。
- (11) 訪問事業責任者は、モニタリングの結果を踏まえ、必要に応じて自立支援訪問型サービス計画の変更を行うものとする。
- (12) 第 1 号から第 10 号までの規定は、前号に規定する自立支援訪問型サービス計画の変更について準用する。

(指定自立支援訪問型サービスの提供に当たっての留意点)

第 38 条 指定事業者は、自立支援の観点から、利用者が可能な限り、自ら家事等を行うことができるよう配慮するとともに、利用者の家族、地域の住民による自主的な取組等による支援、他の福祉サービスの利用の可能性についても考慮しなければならないこと。

(電磁的記録等)

第 39 条 指定事業者及び指定自立支援訪問型サービスの提供に当たる者は、作成、保存その他これらに類するもののうち、この省令の規定において書面(書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。)で行うことが規定されている又は想定されるもの(第 11 条及び次項に規定するものを除く)については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によって認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用にとりもされるものをいう。)により行うことができる。

2 指定事業者及び指定自立支援訪問型サービスの提供に当たる者は、交付、説明、同意、承諾その他これらに類するもの(以下「交付等」という。)のうち、この省令の規定において書面で行うことが規定されている又は想定されるものについては、当該交付等の相手方の承諾を得て、書面に代えて、電磁的方法(電磁的方法、磁気的方法その他人の知覚によって認識することができない方法をいう。)によることができる。

(その他)

第 40 条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の実施に関し必要な事項は、本組合において別に定める。

附 則

この要綱は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。ただし、この要綱の施行について必要な準備行為は、要綱の施行日前においても行うことができる。

附 則

この要綱は、平成30年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。